

サステナビリティ情報の開示と保証をめぐる議論の動向について

2026 年 1 月 7 日

公益社団法人日本監査役協会

監査法規委員会

会計委員会

2023 年 1 月 31 日、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により、有価証券報告書等において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設し、サステナビリティ情報の開示が求められることとなったことから各社においては対応がなされていることと存じます。一方で、当該開示については、個別具体的な開示の基準がないことから、今後この開示が具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要であると考えられます。

こうした状況を踏まえ、我が国のサステナビリティ基準委員会（SSBJ）では、2023 年 6 月に最終化した国際基準（ISSB 基準）を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準（SSBJ 基準）が開発され、2025 年 3 月 5 日にて公表されております。また、投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があることから、金融審議会において、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」が新規に設置され、サステナビリティ開示基準や保証制度の導入に向けた議論が行われておりました。同ワーキング・グループにおいては、開示及び保証制度の適用を義務化していく案について議論され、このたび、制度の方向性がまとめられ、パブリックコメント手続きが開始されました。

監査役等として直ちに対応を要する事項は現時点においてはありますが、開示基準や保証制度の導入が会社の実務に及ぼす影響は各社によって大きく異なることが考えられるため、各社の対応や準備の状況を十分に確認することが必要になります。

そこで、現時点におけるサステナビリティ情報の開示と保証をめぐる議論の動向について適宜関連する公表物及び記載箇所を紹介し、監査役等として留意すべき点について取りまとめ公表することといたしましたので、ぜひ御参照の上、詳細を御確認ください。

→サステナビリティ基準委員会（SSBJ）について

<https://www.ssb-j.jp/jp/>

→サステナビリティ情報の開示に関する特集ページ

<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sustainability-kaiji.html>

→金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/sustainability_disclose_wg_index.html

→金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_assurance_G/sustainability_assurance_G_index.html

→金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理の公表について

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250717.html

→金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等に対するパブリックコメントの実施について

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20251126/20251126.html>

→金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告（案）

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20251222.html

1. SSBJ 基準の概要

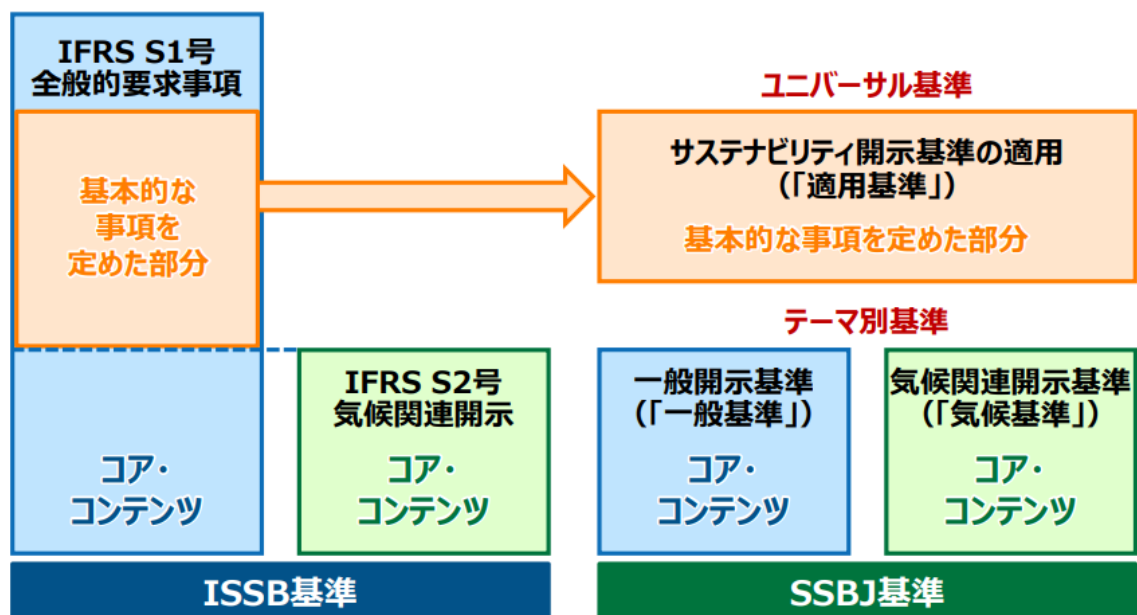
サステナビリティ開示基準の開発にあたり、SSBJ 基準は、ISSB 基準であるサステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項（IFRS S1 号）及び気候関連開示（IFRS S2 号）の要求事項を原則として全て取り入れております。相応の理由が認められる場合には、ISSB 基準の要求事項に代えて、SSBJ 基準独自の取扱いを選択することを認めています。また、一部の定めについては、我が国の周辺諸制度等と整合させることを目的とするなどの理由から、ISSB 基準に追加して要求しているものもあります。なお、SSBJ 基準は、プライム上場企業が金融商品取引法に基づく法定開示（有価証券報告書）で適用することを想定して開発されましたが、具体的な適用対象企業や強制適用時期の定めはありません。今後、上述のワーキング・グループでの議論に基づき、金融庁が法令で定めることが想定されています。

SSBJ 基準は、ISSB 基準の IFRS S1 号を組み替えて「適用基準」と「一般基準」に整理することで、理解しやすい構造になっています。（下図参照）

→サステナビリティ基準委員会「SSBJ 基準公表にあたって」

https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/20250305_04.pdf

https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards.html



→サステナビリティ基準委員会「SSBJ 基準公表にあたって」4 頁

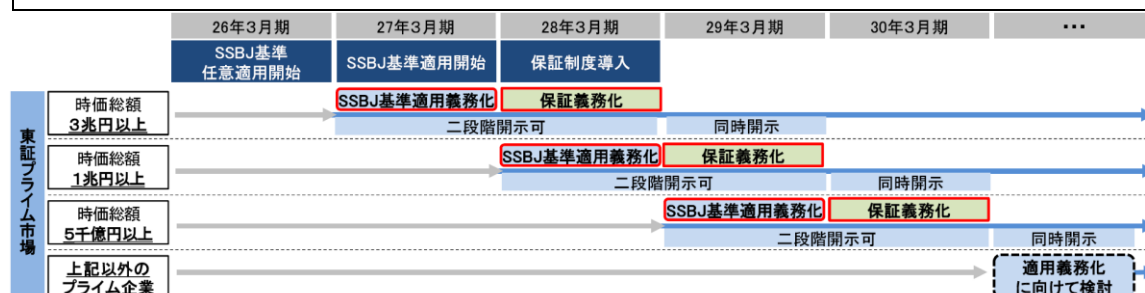
https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/20250305_04.pdf

2. サステナビリティ開示・保証における現在の状況について

(1) サステナビリティの開示について

サステナビリティ開示基準として、SSBJ 基準を告示指定することとし、まずは時価総額 1 兆円以上のプライム市場上場企業を対象に、SSBJ 基準の適用を義務付けることとされております。適用対象企業の判断基準については、5 年平均時価総額^{※1}を基礎とし、具体的には 2027 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度の有価証券報告書から適用となります。ただし、当該 5 年平均時価総額が 3 兆円未満 1 兆円以上の企業は、2028 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度から適用を開始することができるとされております^{※2}。

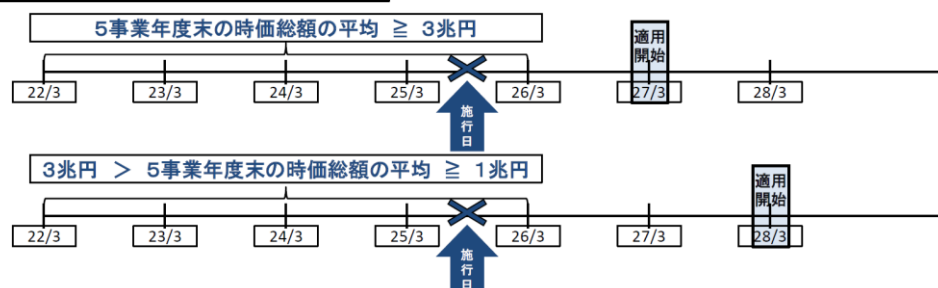
なお、時価総額 1 兆円未満 5,000 億円以上の企業は適用時期を 2029 年 3 月期とし、第三者保証の導入時期はその翌年（2030 年 3 月期）とすることが適当であるとされ、時価総額 5,000 億円未満の企業については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて引き続き検討していくことが重要であるとされています^{※3}。



→金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告（案）の概要

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20251222/02.pdf

【適用開始時期のイメージ(3月決算企業)】



→金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第 9 回）9 頁より抜粋

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20251030/01.pdf

※1 時価総額の算定方法については、前期末から遡って過去 5 事業年度の末日における時価総額の平均をもって算出することが適当とされている。

→金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告書（案）3 頁脚注

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20251222/01.pdf

※2 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第 9 回）事務局説明資料 9 頁

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20251030/01.pdf

※3 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告書（案）3 頁

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20251222/01.pdf

(2) サステナビリティの保証について

サステナビリティの保証制度については、開示基準の適用が義務化された翌年からそれぞれ適用することとされています。保証制度の範囲として、2年間は Scope1・2、ガバナンス及びリスク管理とし、3年目以降は国際動向等を踏まえて引き続き検討がなされる予定です。

保証の担い手については、サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足る体制が整備されていることを条件に、監査法人に限定されない「profession-agnostic（保証業務の実施者に公認会計士以外も含む）制度」となります。また、保証業務実施者の保証の質を確保するため、登録制度の導入が検討されています。

今後は質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備がなされていくこととなります※⁴。

→金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告書（案）5頁～12頁

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20251222/01.pdf

監査基準・品質管理基準			監査における倫理・独立性		
一般に公正妥当と認められる監査の基準			法令	公認会計士法 金融商品取引法	・秘密を守る義務、業務制限（ローテーションルール）等
基準	企業会計審議会	・監査基準 ・監査に関する品質管理基準 等	基準	企業会計審議会	・監査基準 等
実務の指針	日本公認会計士協会	・監査基準報告書 ・品質管理基準報告書 等	自主規制	日本公認会計士協会	・倫理規則 等

サステナビリティ保証基準・品質管理基準			サステナビリティに関する倫理・独立性		
保証の基準			法令・監督指針	金融商品取引法	・秘密を守る義務、業務制限（ローテーションルール）等 ・上記に関する監督指針 等
基準	企業会計審議会 (注)	・サステナビリティ保証基準 ・サステナビリティ保証に関する品質管理基準 ・上記に関する実務の指針 等	基準	企業会計審議会 (注)	・サステナビリティ保証基準 等
実務の指針					

(注) 基準及び実務の指針策定については、例えば以下に挙げた通り、いくつかの方法が考えられる。

- ・金融庁において国際基準を我が国における保証に関する基準として指定する
- ・企業会計審議会において「基準」を策定し、金融庁において関係機関と連携のうえ「基準」に基づく実務の指針等を策定する
- ・企業会計審議会において「基準」及び実務の指針を一体として策定する 等

→金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第9回）事務局説明資料 14頁

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20251030/01.pdf

※⁴ なお、2025年10月15日付けで日本公認会計士協会から公表された「サステナビリティ保証業務実務指針5000」及び「倫理規則」に関する公開草案における「ガバナンスに責任を有する者」に対する考え方について、当協会から意見書を提出した。

→日本公認会計士協会「サステナビリティ保証業務実務指針5000」及び「改正倫理規則」の公開草案に対する意見書

<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-14550/>

3. 監査役等の留意点

現時点において新たに監査役等として法制度上、具体的に対応が必要となることはございませんが、下記の事項について留意の上、問題意識をもって各社必要な対応が検討されているかを注視していく必要があります。

① 適用時期

前掲の資料にもあるとおり、制度の適用にあたっては、2027年3月期に時価総額3兆円以上のプライム上場企業から義務化することとされており、時価総額1兆円以上のプライム上場企業を2028年3月期に義務化、時価総額5,000億円以上のプライム上場企業は2029年3月期に義務化を開始する（保証制度はそれぞれ適用の翌年から）とされております。時価総額5,000億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討とされております。

一方で、任意での早期適用も可能とされていることから、各社の適用開始時期や任意適用の意向の有無を確認の上、各社の対応や準備の状況をよく確認しておくことが必要となります。

② 保証の担い手に関する留意点

財務諸表の監査と異なり、保証の担い手について監査法人に限定されない「profession-agnostic（保証業務の実施者に公認会計士以外も含む）制度」とされることから、監査法人以外の機関（第三者機関）に保証を依頼する際には、会計監査と同様に当該第三者機関との連携やコミュニケーションを緊密に図ることが必要となります。各社においては保証の担い手としてどのような機関に依頼するのかについてもよく確認しておくことが必要です。今後作成されることが見込まれる我が国のサステナビリティ保証に関する基準においても、保証の担い手と監査役等とのコミュニケーションは重要事項として盛り込まれることが想定されます。

また、サステナビリティ情報の収集や開示などに関するコンサルティングを提供している監査法人や第三者機関が保証業務を担うことになった場合、当該監査法人や第三者機関の独立性が損なわれることがないかについては留意しておく必要があります。なお、今後我が国でも保証業務に関する倫理規則が制定されることが想定されています。

③ 開示における留意点

事業報告において、自社の状況に関する重要な事項（会社法施行規則118条1号）として、サステナビリティに関する記載もその中に含まれることが考えられます。この場合、監査役等の監査報告において事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い自社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を述べるためにも、サステナビリティを含めた記載内容を監査することが必要となります。

また、有価証券報告書の作成・提出等については会社法上の規定にはありませんが、その作成・提出等は取締役の重要な職務執行行為です。そのため、サステナビリティ開示情報を含めた有価証券報告書の記載内容に虚偽がなく適正に作成・提出されているかについては監査役等としても関心を払うべき事項となります。

→有価証券報告書と監査役等との関係については、「有価証券報告書の作成プロセスに対する監査役等の関与について－実態調査に基づく現状把握と事例紹介－」（2023年12月6日監査法規委員会）を参照されたい。

<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-10269/>

以上